

平成 20 年度 業務計画書 「作成上の注意点」(領域 2)

1. 業務期間

業務期間は、平成 20 年 8 月 1 日 ～ 平成 21 年 2 月 28 日 としてください。

ただし、契約年月日を変更する機関の場合は、別途調整しますので担当までお問い合わせください。

2. 業務の目的及び内容 / 業務の実施計画

成果の目標となる数値や実施期日、成果物や期待される効果を挙げるなど、なるべく具体的に記述してください。

3. 所要経費の内訳

経費の費目間の流用については、委託費の30%を上限として可能です。(それ以上については、「業務計画変更承認申請書」(※)を提出してください。)

(1) 設備費

機械装置等を購入する際の経費です。

(2) 人件費

各機関が直接雇用するものを対象とします。(システム開発やデータ入力等の業務を委託する経費については、「役務費」に含めてください。)

① 研究職員

研究を行うことを目的として雇用する常勤または非常勤職員に係る経費です。(研究員、特任教員、ポスドク等を含みます。)

② 事務職員

事務やデータ入力等を目的として雇用する常勤または非常勤職員に係る経費です。

③ 人件費付帯経費

社会保険事業主負担分等を計上してください。

(3) 運営費

① 役務費

システム開発やデータ入力等、各種役務の経費です。

② 謝金

諸謝金の経費です。受託機関で決定している単価が消費税を含まない場合は、後述の「消費税相当額」計上の対象となります。

③ 外国旅費

海外出張に係る経費です。国外で消費する経費(海外の学会に出席する際、国外の機関に参加費を支払う場合等)を含みます。

④ 国内旅費

国内出張に係る経費です。

⑤ 消費税相当額

非課税、免税項目については外税とし、「消費税相当額」に計上してください。

この例としては、以下のようなものが挙げられます。

- 人件費(通勤費等、消費税を含む経費を除く)
- 諸謝金(受託機関で消費税込み単価としている場合を除く)
- 外国旅費、国外で消費する経費

これ以外の各経費の項目については、消費税込みで記述してください。

※「業務計画変更承認申請書」等の様式は、学術機関リポジトリ構築連携支援事業の Web サイト(<http://www.nii.ac.jp/irp/rfp/>)からダウンロードできます。